

刑 事 法

解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。刑法 第1問、刑法 第2問、刑事訴訟法の配点比率は、5：4：6です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

刑法 第1問

次の事例を読んで、XとYの罪責を論じなさい。

高校時代の友人同士であるXとYは、SNSを通じて久々に連絡を取り合い、10年ぶりに町で再会した。XとYが2人で連れ立って歩いていたところ、2人の前方から歩いてきたAは2人を睨み付けるような表情をしていた。XおよびYとAの距離が縮まっても、Aはなおも2人を睨み付けていた。Xは「なんだ。」とAに声をかけ、Yも「やるのかコラ。」と声を掛けた。Aは、XとYの呼びかけに応えず、さらにXとYに接近し、XおよびYとAのどちらかが進路を譲らなければ、ぶつかりそうな状況になった。

XがYの方を見て頷くと、Yも頷き返し、XとYはほぼ同時にAに殴りかかった。XとYはそれぞれAの顔面や腹部を手拳で数発殴打し、Aはその場にうずくまった。XとYはAを見下ろす体勢となり、なおも攻撃を加えようとしていたが、そのとき、Yの携帯電話が鳴り、Yが電話に出たため、XとYは攻撃を中断した。

Yは通話を終わると、Xに向けて、「急用で、行かなければならなくなった。また会おうな。」と声をかけ、Xも「今度はゆっくり話そうな。」と応答し、Yはその場から立ち去った。

Xは、改めて、うずくまっているAの側に近寄り、Aを上から見下ろしていたが、Aの顔をまじまじと見ているうちに、Aが小学校時代の同級生に似ているような気がし、「もしかして、××ちゃんか。」と下の名前でAに呼びかけたところ、Aも「Xか。」と応答した。Xは、「いきなり荒っぽいことしてごめん。水に流してくれ。」といい、Aも頷いた。

XとAは10分程度かけて近所の川原に移動し、座り込んで、しばらく昔の思い出を語り合っていた。Aと話しているうちにXは、小学校のときはAは体格が大きく、クラスで威張っていたこと、自分を顎で使い、ジュースを買いに行かせていたことを思い出した。Xには、急にAに対する恨みの感情が募ってきた。Xは、突然、Aに対し「これで落し前だ。」と叫んで、顔面を手拳で1発殴打すると、立ち上がって走り去った。

Aは、全治1か月の顔面打撲の傷害を負ったが、この傷害が、路上でのXの殴打、同じく路上でのYの殴打、川原でのXの殴打のいずれに起因するかは明らかにならなかった。

刑法 第2問

次の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

Xは、市立公園の管理事務所に勤務していた。その日は、シフトの関係で勤務しているのはXだけであった。Xは管理事務所に戻って休憩を取っていた。

その頃、Aが公園の管理事務所を訪れた。Aは、財布が落ちていたので届けに来た、と述べて、Xに財布を提出した。その財布は小銭入れやカード入れが付いておらず、紙幣のみを収納できるシンプルな構造のものであったが、レシート類と同一内容の数枚の名刺のみが入れられていて、紙幣は入っていなかった。Xは、中身を確認することなく、Aにお礼を述べて、財布を預かり、遺失物を保管するための箱に入れておいた。なお、Xが勤務する管理事務所では、届けられた遺失物は単に遺失物保管箱に入れておくだけで、探しにきた人がいれば形状を聞くなどして、特徴が合致すれば渡す、という運用を行っていた。

Xは届けられた財布が自分の好みのデザインであり、使い古された感じがかえって渋みを増していたため、財布に一目ぼれしてしまった。Xは、Aから財布を預かってから1時間程度経過した後、箱から財布を取り出してしげしげと眺めていたが、その過程で、財布に紙幣が入っておらず、レシート類と同一内容の数枚の名刺しか入っていないことに気が付いた。Xは、公園内で落とされた財布にレシート類しか入っておらず、紙幣が入っていないのは非常に不自然で、もしかしたら、AやAが財布を捨てる前に財布を捨てた人が財布から紙幣を抜き取って、自分のものにしてしまったのかもしれないと思った。またXは、同一内容の名刺が数枚収納されていたことから、この名刺は財布の持主の名刺である可能性があり、名刺に記載された連絡先に連絡をすれば、財布を返還できるかもしれないとも思った。

そのとき、Aが公園の管理事務所に電話をしてきた。Xが対応すると、Aは、実は先ほど届けた財布は落ちていたものではなく、ズボンの後ろポケットに財布を入れて歩いている人物からすり取ったものであり、財布の中には現金が2万4000円入っていたが、現金を抜いてから届けてしまったと告白し、せめて財布は持主に返還してほしいと述べると、一方的に電話を切った。

Xは、警察に通報したり、名刺に記載された連絡先に連絡したりした方がいいのではないかと思ったが、もう少し自由に財布を眺めていたいという思いがまさり、好きなときに眺められるようにするために、財布を管理事務所内にある自分のロッカーに移動させた。Xは、財布を飽きるまで眺めていたい一心であり、財布を自分のものにしたと考えていたわけではなかった。また、気が済んだら財布を遺失物保管箱に戻すかどうか決めていなかった。

Aは1週間後に別件の窃盗の被疑事実で逮捕され、余罪として本件を自白し、財布は公園の管理事務所に届けたと供述した。警察から問い合わせがあり、公園の管理事務所内で調査が行われた結果、Xが届けられた財布を自分のロッカーに入れていたことが判明し、財布は無事に持主の元へと返還された。

刑事訴訟法

以下に掲げた判決文は、最高裁昭和 42 年 12 月 21 日第一小法廷判決（刑集 21 巻 10 号 1476 頁）の一部である。後の小問 1、小問 2、小問 3 に答えなさい。なお、各小問の配点比は 1 : 4 : 5 である。

「原判決は、道路交通法 64 条、118 条 1 項 1 号のいわゆる無免許運転の罪について『無免許という消極的身分の如きその主観的側面については、被告人の自白だけでこれを認定して差支えないと解するのが相当』であると判示し、被告人が免許を受けていなかった事実については、補強証拠を要しない旨の判断を示している。しかしながら、無免許運転の罪においては、運転行為のみならず、運転免許を受けていなかったという事実についても、被告人の自白のほかに、補強証拠の存在することを要するものといわなければならない。そうすると、原判決が、前記のように、無免許の点については、被告人の自白のみで認定しても差支えないとしたのは、刑訴法 319 条 2 項の解釈をあやまつたものといわざるを得ない。ただ、本件においては、第一審判決が証拠として掲げた A の司法巡査に対する供述調書に、同人が、被告人と同じ職場の同僚として、被告人が運転免許を受けていなかった事実を知っていたと思われる趣旨の供述が記載されており、この供述は、被告人の公判廷における自白を補強するに足りるものと認められるから、原判決の前記違法も、結局、判決に影響を及ぼさないものというべきである。」

小問 1 刑事訴訟法における「自白」とは何か。説明しなさい。

小問 2 自白の補強法則について、関連条文を摘示し、趣旨とともに説明しなさい。刑事訴訟法と憲法の各条文に相違がある場合には、その意義と考える理由も説明すること。

小問 3 自白の補強証拠が求められる範囲について、下線部はどのような考え方を前提として説示されたものとして理解することができるかを、その理由とともに論じなさい。

【参照条文】 道路交通法（上記判決当時）

第 64 条 何人も、第 84 条第 1 項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（……中略……）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。（以下略）

第 118 条第 1 項 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金に処する。

- 一 法令の規定による運転の免許を受けている者（……中略……）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（……中略……）又は国際免許証を所持しないで（……中略……）運転した者（以下略）